



就学前保育・教育のあり方検討委員会報告書

平成30年10月

安芸太田町就学前保育・教育のあり方検討委員会

【はじめに】

安芸太田町における「就学前の保育・教育の基本プラン」については、平成19年11月に町長の委嘱を受けた「安芸太田町就学前保育・教育のあり方検討委員会」が設置され、町の就学前保育・教育の基本プランについて検討を行い、平成20年4月に報告書がまとめられた。

町は、その後計画を推進し、幼稚園、保育所の統廃合、認定こども園の開設を進め、現在の幼稚園1、保育所2、認定こども園2の5園体制となったところである。

しかしながら、1,2歳児を中心に保育所・認定こども園の利用児童が増加する一方で、保育士の配置対応、入園児童が減少している施設、老朽化により改修等の検討が必要な施設がある等、当町における保育・教育施設をめぐる状況は大きく変化しており、過疎、少子化、定住化施策に対応し持続可能な幼保環境施設整備のあり方の検討が急務となっている。

また、近年の研究では、乳幼児期における自尊心や自己制御、忍耐力と言った社会情動的側面における育ちが、大人になってからの生活に影響を及ぼすことが明らかになってきており、就学前施設における学びの重要性に対する認識は高まっており、本町で、今後どのような就学前保育・教育を提供していくのか、またそれをどのように継続的にやっていくのかということの検討も必要である。

以上のような状況のなか、平成30年4月に新たな「安芸太田町就学前保育・教育のあり方検討委員会」が設置された。本委員会では、町の提示した基本的な考え方について、各委員により活発な議論を行い、就学前保育・教育施設のあり方、今後必要な保育・教育内容等について検討を行ってきた。

ここに、本委員会において議論し、検討してきたことを報告書にまとめた。今後の就学前保育・教育の推進に生かされるように要請する。

平成30年10月

安芸太田町就学前保育・教育のあり方検討委員会
会長 梶谷俊造

1 検討委員会報告

(1) 就学前保育・教育のあり方について

就学前の良質な保育・教育が、その後の学びの基礎を作っていく。またそれが、子どもが自ら選び取り、やりたいと願い、やりとげるという「主体的な遊び」から育まれるということが様々な研究から明らかになっており、その充実がこれまで以上に必要である。広島県では、主体的な遊びを通して育んでいくべき力を「遊び 学び 育つひろしまっ子！」推進プランとしてまとめている。その中において乳幼児期において育みたい5つの力を次のように示している。

- 「感じる・気付く力」

身の周りの自然、人、出来事などに心が動き、興味を持って関わる中で、その面白さ、不思議さ、心地よさ、つらさ、悲しさ、優しさなどを感じ取る力

- 「うごく力」

自分のやりたいことへ向かって、心や身体を積極的に働かせて取り組み、自分の身体をコントロールして遊んだり、状況に応じて適切な行動を取ったりする力

- 「考える力」

やりたいことを実現するために、必要な物や情報などを集めたり、実現するための方法を考えたりする力

- 「やりぬく力」

困難や失敗があってもあきらめず、自分の気持ちを立て直し、「やればできる」という気持ちを持って、粘り強く取り組み、やり遂げる力

- 「人とかかわる力」

表現や言葉などを通して、互いの思いや考えを伝え合ったり、折り合いをつけたりしながら、多様性を受け入れ、様々な人とのよい関係を築く力

本町でも、この安芸太田で生まれ育つすべての子どもが、小学校以降の学びの基盤となるこれら5つの力を育み、よりよい生活を送り、これからの社会を生き抜いていけるよう取り組んでいただきたい。これらの力を育み、子どもたちが将来、「安芸太田で学び育ってよかった」と思い、「将来この町に住みたい」「自分たちもこの町で子育てをしたい」と思えるよう、安芸太田の良さ生かした保育・教育を行っていけるよう、特に次の点に留意していただきたい。

① 保育・教育の理解促進

「幼稚園・保育所・認定こども園など、どのような施設種別であっても、「主体的な遊び」を通して、「感じる・気付く力」「うごく力」「考える力」「やりぬく力」「人とかかわる力」という5つの力を育んでいく」という安芸太田の就学前保育・教育について理解の促進を図ること。

② 子ども同士の関わり合いの持てる環境の保障

「人とかかわる力」を育んでいくには、大人との関わりや子ども同士の関わりなど、人と関わるのが極めて重要である。人間関係が発達してくる2歳児を過ぎたころから、親や保育者との関係から子ども同士の関係の重要性が高まってくる。現在も交流保育を通して、施設間での子ども同士の関わり合いの場が持たれているが、今

以上に交流保育等を行い、多人数での子ども同士の関わりを保障すること

③ 多文化との関わりの保障

本町では、都市部のように日常的に多文化（多言語）に触れる機会が比較的少ないと言える。現在行われている、多文化との関わり（英語あそび等）を、「感じる力・気付く力」を育むという観点からさらに充実させること。

④ 小学校との連携

本町は小学校、就学前施設もすべて町立である。この環境を活かし、就学前保育・教育施設・小学校等が協力し、町内どの施設からどの学校へもスムーズな就学及び学びの移行（遊びを通した学びから自覚的な学びへ）が行えるよう「安芸太田スタートカリキュラム」を編成すること。またその編成体制を構築し実施していくこと。

⑤ 安芸太田の良さを生かした保育・教育の推進

安芸太田の豊かな自然を生かした保育や、豊かな自然のなかで農作物を栽培・収穫・調理などの食育活動の充実を図るなど、安芸太田のよさを生かした特徴的な保育・教育で「子育てするなら安芸太田」と言えるような取組を行うこと。

⑥ 継続的に就学前保育・教育について協議する場の設置

今後の就学前保育・教育を継続的に推進していくために、現場の声を踏まえながら、児童育成課・教育委員会など、関係各部署が綿密に連携を取り協議していく場を設けること。

(2) 幼保施設のあり方について

幼保施設のあり方に関する議論の中で、就学前保育・教育を行うにあたり幼稚園、保育所、認定こども園において教育にかかわるねらい及び内容に関して違いはないとの考えが委員会においても確認された。

過疎・少子化による出生児童減少により、子どもの育ちに必要な子ども同士の関わりを確保することが困難になっている施設があること、老朽化した施設があること、さらには、教諭・保育士・保育教諭等、人材の適正配置に関する課題、町の財政状況等、施設のあり方に関する様々な検討課題がある。

今後、良質な就学前保育・教育を継続的に提供していくには、現在ある施設を統廃合し、適正な保育・教育環境を維持していくことが、現在、また将来においても必要である。統合基準については、町の考え方の統合推進、統合協議を基本として検討を行った。

議論を重ね、検討した結果、本委員会としては一部施設の廃園・統合という結論を出さざるを得ない。しかしながら、施設の存続を希望するとの意見もあったことを踏まえ、統合の実施にあたっては、保護者、関係者との十分な協議を行っていただきたい。

個別の施設のあり方については、次のとおりとする。

① 戸河内幼稚園

現状、統合推進基準である5人を下回る入園者であるため、廃園とする。

ただし、存続の希望、また、認定こども園へ移行との意見もあり、前段で述べた協議を含めた対応を十分に行うこと。

② 筒賀保育所

老朽化しているが、現在一定数の入所児童がおり当面存続を図る。

存続にあたっては子どもの安全、安心の観点から速やかな施設整備を行うこと。

③ 認定こども園とごうち

町の主要幼保施設であり、現状定員を超える入園者があることから存続し、他施設の統合の動向、入園見込みをふまえ、改修、改築の検討、十分な施設整備を行うこと。

④ 加計認定こども園あさひ

認定こども園とごうちと同様、主要幼保施設であり、定員を超える入園者があることから、存続し適切な施設整備に努めること。

⑤ 修道保育所

現人員、施設の設置場所等も勘案し存続を図ること。併せて他の施設と同様に適切な施設整備に努めること。

(3) 給食施設のあり方について

町の就学前施設の給食については、現在共同調理場方式、自園方式の両方式が混在しており、それぞれ利点や課題がある。

本委員会としては、食育の観点から、自園方式による給食の提供を基本として検討いただきたい。

ただし、現在すべての施設が自園対応できる状態ではないことから、保護者の意見を聞きながら検討をしていただきたい。

なお、直営、委託方式については、多方面から検討を進め今後の課題とすること。

2 その他

今回の報告について主人公は子どもであり、就学前保育・教育については子どもにとって最善の方策を今後も模索されたい。

また、過疎化、少子化対策としての全町的な地域づくり、子どもたちへの支援策を含めた、子育て世代の定住促進を図る町づくりを推進していただきたい。

資料 検討委員会の開催状況及び内容

- (1) 第1回検討委員会 平成30年4月19日 19:00～
- ① 「検討委員会」設置までの経緯の報告
 - ② 役員の選任
 - ③ 本町の就学前保育・教育の現状説明 (施設の状況・重点課題)
- (2) 第2回検討委員会 平成30年5月17日 18:00～
- ① 重点課題の対応策 (町からの現状の説明・考え方)
 - ② 就学前教育のあり方、施設環境のあり方・整備方針・委員討議
- (3) 第3回検討委員会 平成30年6月19日 18:00～
- ① 町方針前回の説明 (乳幼児教育検討事項、施設のあり方)
 - ② 給食事業のあり方について
 - ③ 委員討議
- (4) 第4回検討委員会 平成30年7月9日 18:00～
- ① 報告書作成にかかる協議
- (5) 第5回検討委員会 平成30年7月24日 18:00～
- ① 報告書作成 (まとめ)
- (6) 第6回検討委員会 平成30年8月24日 18:00～
- ① 報告書作成 (最終案)

安芸太田町就学前保育・教育のあり方検討委員会委員名簿			
名前	選出区分	備考	
梶谷 俊造	団体役職員	会長	安芸太田町社会福祉協議会会長
伊藤 唯道	学識経験者	副会長	広島市保育連盟会長
佐々木 亮	〃	委員	前戸河内幼稚園園長
齊藤 たえ子	団体役職員	〃	安芸太田町民生委員児童委員
二反 千穂	保護者代表	〃	戸河内幼稚園
瀬戸 歩	〃	〃	修道保育所
佐々木 夕日	〃	〃	加計認定こども園あさひ
戸田 佑樹	〃	〃	認定こども園とごうち
佐々木 文義	〃	〃	筒賀保育所
庄野 知子	公募委員	〃	
栗栖 吉三郎	〃	〃	
大江 昭典	〃	〃	
平岡 昭洋	町議会議員	〃	
大江 厚子	〃	〃	

【参考資料】

1. 就学前保育・教育のあり方について、2. 幼保施設のあり方について、3. 給食施設のあり方についての3項目について、安芸太田町から当検討委員会へ提案された内容は下記のとおりです。

1 就学前保育・教育のあり方について

(1) 町からの現状の説明・考え方

乳幼児期における保育・教育は、生涯にわたる人格形成及び小学校以降の教育の基盤を培う重要なものです。

就学前保育・教育を行うにあたっては、幼稚園・保育所・認定こども園における違いはないとの考えのもと、これまで行ってきた就学前保育・教育を継承するとともに、さらなる推進や小学校との円滑な接続、連携など充実を図るため取り組んでいく必要があります。

- ① 乳幼児教育を進めるあたり、各部局が連携し、日々保育・教育を実践する職員とともに安芸太田町の目指すべき子どもの姿を明確にするため、就学前保育・教育のあり方、取組を協議する場を設置します。
- ② 次の事業をはじめ、子どものための様々な取組を協力・連携して実施します。
 - ア 遊びの中で発見すること、体を動かすこと、想像すること、できなかったことや失敗を乗り越えること、人と関わることを経験し「学び続ける」ことにつながる。
また、施設を超えた交流保育・教育、英語あそびの取組等、人材育成のスタートにします。
 - イ 実践を通じた様々な研鑽、研修に加え、教育の専門家等による研修会等もあわせて行い、就学前保育・教育の充実を図ります。
 - ウ 支援が必要な児童の連携等、施設間、職員間の乳幼児教育の理解を深める取組を行います。

2 幼保施設のあり方について

(1) 町からの現状の説明・考え方

平成20年4月に定めた統合基準に基づき、これまで施設の適正配置を行ってきました。これからも、基本的な考え方は踏襲する中で、新たな課題にも対応できる取組が必要です。

施設の運営状況、利用者の状況をみて統合基準を次のとおりとします。

- ① 統合推進施設
 - ア 入所（園）児童数が5人以下の場合
 - イ 近距離内に同様の施設がある場合
 - ウ 施設の老朽化等、町長が必要と認めた場合
- ② 統合協議施設
 - ア 入所（園）児童数が10人以下の場合

・ただし、施設の統合にあたっては、児童の居住、通園状況、保護者の勤務地等に配慮し適切な対応を図ることとします。また、個別の施設閉園（所）、統廃合を進めるにあたっては、現入園（所）保護者及び入園（所）見込保護者等と十分な協議を行います。

③ 上記の基準に基づき、就学前保育・教育施設の配置について検討します。

ア 主要施設

・加計認定こども園あさひ

・認定こども園とごうち

イ 遠隔地施設

・修道保育所

今後、急激な利用者増を見込める施設ではありませんが、現状10人を超える利用者があり、他の施設からの距離など設置場所等も勘案し引き続き存続を図ります。

ウ 老朽化施設

・筒賀保育所

施設の老朽化対応が必要ですが、将来的な児童数の推移が不透明な状況があり、今後の就学前児童の推移、施設の効率的な運用、保育士の配置などを勘案し「認定こども園とごうち」への統合を含めて検討します。

なお、現在20人を超える児童数があるため、施設の修繕についても併せて検討していきます。

3 給食施設のあり方について

(1) 町からの現状の説明・考え方

- ① 共同調理場で調理したものを各施設に供給する体制を基本として検討しています。
- ② 共同調理場方式とする時期については、上記の個別施設配置の時期、今後の入園（所）児童の推移に伴う必要食数、調理施設の場所などを勘案し適切な時期について検討します。
- ③ 共同調理場の実施にあたっては、効率化、食への安全の意識の高まりに対応できるように、教育・福祉施設の調理業務のノウハウを持つ民間事業者への業務委託及び直営方式双方の検討を行います。

なお、町として、業務委託の場合にあっても、調理場の管理においては幼保施設の運営者として、子どもへの食の提供について、町、委託業者、家庭と連携して食育、地産地消の取組に配慮が必要です。